

i 暮らしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み 問…問い合わせ



募集

Recruitment

海上キャンプ場

餅つき体験

日時／令和7年1月13日(月・祝)

午前10時～午後3時

定員／10家族 ※先着順。

費用／500円

申し込み方法／12月27日(金)までに
電話で申し込んでください。

☎問海上キャンプ場(☎55-5250)



催し物

Events

旭市男女共同参画講演会

「木山さんちのおはなし」

日時／令和7年1月19日(日) 午後
2時～4時

場所／東総文化会館 小ホール

講師／木山裕策氏(歌手)

定員／250人 ※先着順。

費用／無料

申込期間／12月16日(月)～

1月13日(月・祝)

申し込み方法／QRコード

から申し込んでください。

☎問市民生活課市民生活支援班(☎62-
5396)



お知らせ

Information

外出が困難で手続きできない人へ マイナンバーカードの申請をサポート

市の職員が自宅に訪問し、申請の受け付けを行います。発行したマイナンバーカードは、簡易書留で届きます。

対象／市内に住民登録のある、75歳以上の人・障がいのある人・要介護状態の人などで外出が困難な人 ※初めてマイナンバーカードを作る場合に限る。

日時／火～金曜日の午前9時30分～
11時30分、午後2時～4時30分

※祝・休日、年末年始を除く。

申し込み方法／電話で申し込んでください。

☎問市民生活課管理班(☎74-3330)

英語で絵本の読み聞かせ 「英語でおはなし会」

対象／市内在住の4歳児～小学2年生

日時／令和7年1月11日(土) 午前
11時～11時30分

場所／県立東部図書館3階 研修室

定員／30人程度 ※同伴者を含む。

申し込み方法／1月10日(金)までに
電話か窓口で申し込んでください。

☎問市図書館(☎62-2560)

高齢者に助け合いサービスを提供する 団体に補助金が交付されます

対象／65歳以上の人にサービスを提供
できる人が3人以上いる団体

※地域住民による無償または有償ボランティア活動に限る。

サービスの種類／①訪問型サービス
(掃除やごみ出しなどの生活支援)

②通所型サービス(高齢者が集まる場
所で介護予防活動などを提供) ③移
動支援サービス(介護予防活動をする
場所への移動を支援)

補助額／●①②を提供する団体：立ち
上げ補助費は10万円まで、運営補助費
は年額20万円まで ●③を提供する
団体：活動に応じて計算した額

くわしい内容は、市
ホームページで確認して
ください。

☎問高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)



お済みですか

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上のは、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。

予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射を受けてから、環境課で注射済票の交付手続きをしてください。

飼い犬の登録が済んでいない場合は、鑑札の交付手続きもしてください。

手数料／●狂犬病予防注射済票交付：
550円 ●鑑札交付(マイクロチップ
情報が未登録で新規登録をする飼い
犬)：3,000円

持ち物／畜犬登録指導個票か、獣医師
が注射済みであることを証明するもの

☎問環境課環境美化班(☎62-5329)

あなたの未来を守る 障害年金制度

障害年金は、病気やけがで障がいが残った場合に受け取れる年金です。身体障がいのほか、うつ病などの精神障がいや知的障がいも対象です。

障害基礎年金

●国民年金加入中の人や、20歳未満または60歳以上65歳未満の人で、年金制度未加入の間に初診日があること

●障がいの状態が法令で定められた障害等級表(1・2級)に該当すること

●保険料の納付要件を満たすこと

障害厚生年金

●厚生年金加入中に初診日がある人は、年金事務所に相談してください。

☎問保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)

償却資産の申告は

令和7年1月31日(金)まで

法人や個人で事業を営んでいる人が、事業のために保有している構築物、機械、備品、車両(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)や、太陽光発電設備などの減価償却できる資産には、固定資産税がかかります。

前年に申告した人には、申告書が届くので提出してください。新たに事業を始めた人は、問い合わせてください。

対象／令和7年1月1日現在、市内に事業用の償却資産がある法人か個人

提出場所／税務課

※各出張所では受け付けできません。

電子申告システムで手軽に申告

地方税電子申告システム(eLTAX)を利用すると、インターネットで申告できます。

くわしくは、地方税ポータルシステムのホームページで確認できます。



被災した人は

東日本大震災で滅失・損壊した償却資産に代わるものを取得・改良した場合は、減免の対象になります。被害を受けたことが分かる書類などを申請書に添えて、提出してください。

☎問税務課資産税班(☎62-5323)